

私立学校振興費（運営費）補助金事務取扱要領

(昭和 55 年 7 月 7 日総務部長決裁)

(一部改正 昭和 58 年 7 月 13 日)

( " 昭和 59 年 7 月 10 日)

( " 昭和 60 年 6 月 24 日)

( " 昭和 61 年 4 月 10 日)

( " 昭和 63 年 6 月 6 日)

( " 平成 元年 4 月 18 日)

( " 平成 2 年 7 月 5 日)

( " 平成 3 年 4 月 12 日)

( " 平成 3 年 7 月 9 日)

( " 平成 4 年 3 月 10 日)

( " 平成 4 年 4 月 7 日)

( " 平成 5 年 10 月 28 日)

( " 平成 6 年 6 月 23 日)

( " 平成 6 年 11 月 29 日)

( " 平成 7 年 7 月 4 日)

( " 平成 8 年 7 月 1 日)

( " 平成 9 年 1 月 29 日)

( " 平成 9 年 7 月 18 日)

( " 平成 10 年 7 月 9 日)

( " 平成 11 年 12 月 2 日)

( " 平成 12 年 11 月 24 日)

( " 平成 13 年 11 月 16 日)

( " 平成 14 年 12 月 3 日)

( " 平成 15 年 11 月 27 日)

( " 平成 16 年 10 月 4 日)

( " 平成 17 年 12 月 5 日)

( " 平成 19 年 1 月 29 日)

( " 平成 19 年 6 月 6 日)

( " 平成 19 年 7 月 31 日)

( " 平成 20 年 10 月 21 日)

( " 平成 21 年 11 月 18 日)

( " 平成 22 年 3 月 29 日)

( " 平成 23 年 11 月 30 日)

( " 平成 24 年 3 月 2 日)

( " 平成 25 年 1 月 29 日)

( " 平成 25 年 3 月 28 日)

( " 平成 28 年 1 月 4 日)

( " 平成 28 年 6 月 6 日)

( " 平成 28 年 10 月 17 日)

( " 平成 29 年 4 月 17 日)

( " 平成 30 年 6 月 13 日)

( " 平成 30 年 11 月 29 日)

( " 平成 31 年 3 月 1 日)

( " 令和 元年 8 月 27 日)

( " 令和 2 年 4 月 1 日)

( " 令和 2 年 12 月 8 日)

( " 令和 3 年 4 月 27 日)

( " 令和 3 年 7 月 6 日)

( " 令和 3 年 12 月 28 日)

( " 令和 4 年 1 月 13 日)

- ( 〃 令和 4年 4月 25日)
- ( 〃 令和 4年 11月 24日)
- ( 〃 令和 5年 6月 1日)

1 取扱要領の趣旨

この取扱要領は、私立学校振興費補助金交付要綱（昭和 37 年 6 月 19 日岩手県告示第 482 号）以下「要綱」という。）第 2 の 1 に基づき交付する補助金について、補助金の算定方法等の取扱いに関する細目を定め、補助金事務の適正かつ効率的な執行を図るものとする。

2 補助の対象となる学校等

要綱第 2 の 1 に定める別に定めるものは、幼稚園（子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 27 条第 1 項に規定する特定教育・保育施設であるものを除く。）、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校であって、学校法人等（要綱第 1 で定める「学校法人等」をいう。以下同じ。）が設置するものとする。

3 補助金交付の対象除外等

補助金交付の対象となった学校法人等のうち、法令の規定、法令の規定に基づく所轄庁の処分又は寄附行為に違反した学校法人等は、補助金交付の対象から除外し、又は補助金の額を減額することがある。

なお、減額の対象及び減額の範囲は別紙 1 のとおりとし、補助金交付の対象から除外された学校法人等に係る翌年度以降の補助金の取扱いについては、別紙 2 のとおりとする。

4 補助金の算定要素及び割合

補助金の算定要素及び配分割合は、次のとおりとする。

学種区分ごとの配分割合	高等学校 (全日制課程)	幼稚園等	中学校	高等学校 (通信制課程) 小学校 特別支援学校
算定要素 経常経費割	予算計上額から納付金割、定員遵守状況割、新時代を拓く特色ある学校づくり推進事業割、学校規模割、40 人学級編制割、学校の安全対策事業割、教育活動復旧事業割、財務状況の改善事業割、授業目的公衆送信補償金割及びエネルギー価格高騰対策割を除く全額	予算計上額から納付金割、学校の安全対策事業割、幼稚園教諭等に係る処遇改善割、教育活動復旧事業割、授業目的公衆送信補償金割及びエネルギー価格高騰対策割を除く全額		
納付金割	予算計上額から、新時代を拓く特色ある学校づくり推進事業割、40 人学級編制割、学校の安全対策事業割、教育活動復旧事業割、財務状況の改善事業割、授業目的公衆送信補償金割及びエネルギー価格高騰対策割を減じて得た額の 1/10 以内の額	予算計上額から学校の安全対策事業割、幼稚園教諭等に係る処遇改善割、教育活動復旧事業割、授業目的公衆送信補償金割及びエネルギー価格高騰対策割を減じて得た額の 2/10 以内の額		
定員遵守状況割	予算計上額から、新時代を拓く特色ある学校づくり推進事業割、40 人学級編制割、学校の安全			

	対策事業割、教育活動復旧事業割、財務状況の改善事業割、授業目的公衆送信補償金割及びエネルギー価格高騰対策割を減じて得た額の1/10以内の額			
新時代を拓く特色ある学校づくり推進事業割	15,000万円（通信制課程を含む。）			
学校規模割	予算計上額から新時代を拓く特色ある学校づくり推進事業割、40人学級編制割、学校の安全対策事業割、教育活動復旧事業割、財務状況の改善事業割、授業目的公衆送信補償金割及びエネルギー価格高騰対策割を減じて得た額の1/10以内の額			
40人学級編制割	生徒1人当たり予算積算単価に、5月1日現在の実生徒数を乗じて得た額			
学校の安全対策事業割	事業経費の1/2以内の額。ただし、1校につき60万円を限度とする。	事業経費の1/2以内の額。ただし、1園につき30万円を限度とする。		
幼稚園教諭等に係る処遇改善割		5（1）ク（イ）に定める経費の2/3以内の額。		
教育活動復旧事業割	東日本大震災による私立学校施設災害復旧事業に要する経費の1/6以内の額（通信制課程を含む。）	東日本大震災による私立学校施設災害復旧事業に要する経費の1/6以内の額	東日本大震災による私立学校施設災害復旧事業に要する経費の1/6以内の額	東日本大震災による私立学校施設災害復旧事業に要する経費の1/6以内の額（高等学校通信制課程を除く。）
学校割			1校につき300万円	
生徒数割			予算計上額から教育活動復旧事業割、学校割、財務状況の改善事業割、授業目的公衆送信補償金割及びエネルギー価格高騰対策割を除く全額	予算計上額から教育活動復旧事業割、財務状況の改善事業割、授業目的公衆送信補償金割及びエネルギー価格高騰対策割を除く全額
財務状況の改善事業割	財務状況の改善事業を実施している学校1校につき50万円		財務状況の改善事業を実施している学校1校につき50万円	財務状況の改善事業を実施している小学校1校につき50万円

授業目的公衆送信補償金割	授業目的公衆送信補償金の1/2以内の額。ただし、授業目的公衆送信を行う都度、補償金を支払う場合を除く。	授業目的公衆送信補償金の1/2以内の額。ただし、授業目的公衆送信を行う都度、補償金を支払う場合を除く。	授業目的公衆送信補償金の1/2以内の額。ただし、授業目的公衆送信を行う都度、補償金を支払う場合を除く。	授業目的公衆送信補償金の1/2以内の額。ただし、授業目的公衆送信を行う都度、補償金を支払う場合を除く。 (高等学校通信制課程及び特別支援学校を除く。)
エネルギー価格高騰対策割	価格高騰による光熱費のかかり増し分の1/2以内の額。ただし、1校につき95万円を限度とする。 (通信制課程を含む。)	価格高騰による光熱費のかかり増し分の1/2以内の額。ただし、1園につき95万円を限度とする。	価格高騰による光熱費のかかり増し分の1/2以内の額。ただし、1校につき95万円を限度とする。	価格高騰による光熱費のかかり増し分の1/2以内の額。ただし、1校につき95万円を限度とする。 (高等学校通信制課程を除く。)

## 5 補助金の算定方法

(1) 各高等学校(全日制課程)及び幼稚園等の補助金の算定は、次の方法により行う。

### ア 経常経費割

各学校の積算経常経費を次の算式により求め、その割合によって配分する。

$$\text{積算経常経費} = A \times B + C \times D$$

A 積算生徒(園児)数

B 生徒(園児)1人当たり積算経費

C 積算教職員数

D 教職員1人当たり積算経費

(ア) 積算生徒(園児)数

5月1日現在の実生徒数(ただし、幼稚園については、5月1日現在の園児数に、当該年度の1月における幼稚園の始業日に在学している、当該年度内に満3歳に達し当該年度の5月2日以降に入園した園児数を加えた数)とし、実生徒数が定員を超える場合は、定員とする。

(イ) 積算教職員数

5月1日現在の本務実教職員数とする。ただし、本務実教職員数が、定員(幼稚園については、学則学級数とする。以下「定員等」という。)に基づき算定した教職員数を超える場合は、定員等により算定した教職員数とする。

(ウ) 生徒(園児)及び教職員1人当たり積算経費は、地方交付税単位費用の算定基礎を参考として別に定める。

### イ 納付金割

各学校の積算経常経費に対する納付金の収入状況を次の算式により求め、その割合によって配分する。

$$\text{積算経常経費に対する納付金の収入状況} = \text{積算経常経費} - \text{納付金} \times 0.8$$

納付金は、当該年度予算のうち、5月1日現在の在籍生徒数に基づく学生生徒納付金の当該年度の実収入及び手数料収入の合算額とする。ただし、入学金収入は、当該年度の実収入額とする。

### ウ 定員遵守状況割

(ア) 対象要件

各高等学校の定員遵守状況を次の算式により求め、定員遵守状況が110以下の学校(以下「定員遵守割対象校」という。)

$$\text{定員遵守状況} = \text{実生徒数} / \text{定員} \times 100$$

(実生徒数は、5月1日現在の実生徒数とする。)

(イ) 算定方法

定員遵守割対象校の5月1日現在の実生徒数(定員を上限とする。)の割合によって配分する。

エ 新時代を拓く特色ある学校づくり推進事業割

当該年度に行う各高等学校の「新時代を拓く特色ある学校づくり推進事業」に要する経費を勘案のうえ配分する。

オ 学校規模割

県内の私立高等学校の5月1日現在の総実員の平均に対する、各私立高等学校の5月1日現在の実員の状況を次の算式により求め、その割合によって配分する。ただし、他の運営費補助金を受ける学校にあっては、この限りでない。

$$\frac{\text{県内の私立高等学校の5月1日現在の総実員の平均}}{\text{各私立高等学校の5月1日現在の実員}}$$

カ 40人学級編制割

各私立高等学校の40人以下学級編制状況を次の算式により求め、その割合によって配分する。

$$40 \text{ 人以下学級編制状況} = \text{補正係数} \times 40 \text{ 人以下学級数}$$

補正係数は、40人以下学級の割合をもとに次表から求めた数とする。

補正係数	100	95	90	85	80	75	70	65	60	55
40人以下学級割合(40人以下学級数/全学級数×100)	100	90	80	70	60	50	40	30	20	10
	～	～	～	～	～	～	～	～	～	～

キ 学校の安全対策事業割

学校の安全対策に係る事業を実施する各学校の事業経費の1/2以内の額とする(千円未満切捨て)。ただし、高等学校にあっては1校につき60万円を、幼稚園にあっては1園につき30万円を限度とする。

ク 幼稚園教諭等に係る処遇改善割

(ア) 対象要件

当該幼稚園に所属する教諭等に対し、県が別に定める要件を満たす賃金改善が行われていること。

(イ) 算定方法

当該幼稚園に所属する教諭等に係る賃金の改善に要する経費の2/3以内の額とする(千円未満切捨て)。ただし、県が別に定める額を限度とする。

ケ 教育活動復旧事業割

東日本大震災による私立学校施設災害復旧事業に要する経費の1/6以内の額とする。ただし、高等学校にあっては全日制課程に通信制課程を含めるものとする。

コ 財務状況の改善事業割

財務状況の改善に係る事業を実施する高等学校に1校につき50万円とする。

サ 授業目的公衆送信補償金割

文化庁長官の指定管理団体に対して支払う授業目的公衆送信補償金の1/2以内の額とする。ただし、授業目的公衆送信を行う都度、補償金を支払う場合を除く。

なお、文化庁長官の指定管理団体に対して支払う授業目的公衆送信補償金は次の算式により求めることとする。

$$\text{文化庁長官の指定管理団体に対して支払う授業目的公衆送信補償金} = A \times B$$

A 授業目的公衆送信回数に関わらず支払う1人当たりの補償金額(年額)

$$\text{幼稚園} \quad 60 \text{ 円} \quad \times \text{消費税率} (1.1) = 66 \text{ 円}$$

$$\text{高等学校全日制} \quad 420 \text{ 円} \quad \times \text{消費税率} (1.1) = 462 \text{ 円}$$

$$\text{高等学校専攻科} \quad 720 \text{ 円} \quad \times \text{消費税率} (1.1) = 792 \text{ 円}$$

B 5月1日現在の生徒実員（補償金算定対象者の総数）

シ エネルギー価格高騰対策割

価格高騰による光熱費のかかり増し経費の1/2以内の額とする（千円未満切捨て）。ただし、高等学校にあつては全日制課程に通信制課程を含めるものとし、1校（園）につき95万円を限度とする。

(2) 各中学校の補助金の算定は、次の方法により行う。

ア 教育活動復旧事業割

東日本大震災による私立学校施設災害復旧事業に要する経費の1/6以内の額とする。

イ 学校割

1校につき、300万円とする。

ウ 財務状況の改善事業割

財務状況の改善に係る事業を実施する中学校1校につき50万円とする。

エ 生徒数割

総額から教育活動復旧事業割、学校割、財務状況の改善事業割、授業目的公衆送信補償金割及びエネルギー価格高騰対策割の総額を除いた額を5月1日現在の実生徒数の割合によって配分する。ただし、実生徒数が定員を超える場合は、定員とする。

オ 授業目的公衆送信補償金割

文化庁長官の指定管理団体に対して支払う授業目的公衆送信補償金の1/2以内の額とする。ただし、授業目的公衆送信を行う都度、補償金を支払う場合を除く。

なお、文化庁長官の指定管理団体に対して支払う授業目的公衆送信補償金は次の算式により求めることとする。

文化庁長官の指定管理団体に対して支払う授業目的公衆送信補償金 = A × B

A 授業目的公衆送信回数に関わらず支払う1人当たりの補償金額（年額）

中学校 180円 ×消費税率（1.1）=198円

B 5月1日現在の生徒実員（補償金算定対象者の総数）

カ エネルギー価格高騰対策割

価格高騰による光熱費のかかり増し経費の1/2以内の額とする（千円未満切捨て）。ただし、1校につき95万円を限度とする。

(3) 高等学校（通信制課程）、小学校及び特別支援学校の補助金の算定は、次の方法により行う。

ア 教育活動復旧事業割

東日本大震災による私立学校施設災害復旧事業に要する経費の1/6以内の額とする。（高等学校（通信制課程）を除く。）

イ 5月1日現在の実生徒数に補助単価を乗じて得た額とする。ただし、実生徒数が定員を超える場合は、定員とする。

ウ 小学校において財務状況の改善事業を実施している場合は、財務状況の改善事業分として50万円を、アの補助金額に含んでいるものとする。

エ 授業目的公衆送信補償金割

文化庁長官の指定管理団体に対して支払う授業目的公衆送信補償金の1/2以内の額とする（高等学校（通信制課程）及び特別支援学校を除く）。ただし、授業目的公衆送信を行う都度、補償金を支払う場合を除く。

なお、文化庁長官の指定管理団体に対して支払う授業目的公衆送信補償金は次の算式により求めることとする。

文化庁長官の指定管理団体に対して支払う授業目的公衆送信補償金 = A × B

A 授業目的公衆送信回数に関わらず支払う1人当たりの補償金額（年額）

小学校 120円 ×消費税率（1.1）=132円

B 5月1日現在の生徒実員（補償金算定対象者の総数）

オ エネルギー価格高騰対策割

価格高騰による光熱費のかかり増し経費の1/2以内の額とする（千円未満切捨て）。ただし、1校につき95万円を限度とする。（高等学校（通信制課程）を除く。）

(4) 補助金額の調整

ア 各学校の補助金は、前年度の額その他の状況を勘案のうえ調整することができるものとする。

イ 各高等学校及び幼稚園については、算定した額が前年度交付額の2/3の額を下回った場合は、前年度交付額の2/3の額を交付額とする。

6 補助金の交付限度額

各学校に対する交付額（高等学校については、新時代を拓く特色ある学校づくり推進事業割、40人学級編制割、学校の安全対策事業割、教育活動復旧事業割、財務状況の改善事業割、授業目的公衆送信補償金割及びエネルギー価格高騰対策割の配分額、中学校については、教育活動復旧事業割、財務状況の改善事業割、授業目的公衆送信補償金割の配分額及びエネルギー価格高騰対策割、幼稚園については、学校の安全対策事業割、幼稚園教諭等に係る処遇改善割、教育活動復旧事業割、授業目的公衆送信補償金割及びエネルギー価格高騰対策割の配分額を除く。）は、原則として各学校（特別支援学校を除く。）の当該年度経常経費の1/2を限度とする。

7 補助金の交付時期

補助金の交付時期は、原則として、7月、12月及び3月とする。ただし、知事が必要と認める場合、交付の時期を変更することがある。

8 事業の確認

補助金にかかる予算の執行の適正を期するため必要があるときは、学校法人等に対して報告させ、又は学校内に立ち入り、帳簿その他の物件を審査し、若しくは関係者に質問すること等により、学校法人等の経理、運営の状況について調査確認を行うものとする。

9 提出書類

別表のとおりとする。

学校法人における補助金の減額について

1 減額の対象

- (1) 法令の規定、法令の規定に基づく所轄庁の処分又は寄附行為に違反した場合
- (2) 破産宣告を受け、若しくは負債総額が資産総額を上回り、又は銀行取引停止処分を受ける等財政事情が極度に窮迫している場合
- (3) 学校法人等の運営上著しく適正を欠く収入、支出又は財産の運用がある場合
- (4) 会計処理その他事務処理が著しく適正を欠いている場合
- (5) 役員若しくは教職員の間又はこれらの者の間において、訴訟その他の紛争があり、学校法人等の運営の適正な執行を期しがたい場合
- (6) 教職員の争議行為等により、教育、研究その他の学校運営が著しく阻害され、その期間が長期に及ぶ場合
- (7) 補助金の申請書類等に、故意又は重大な過失により事実と異なる記載をしたと認められる場合
- (8) 実生徒数（当該年度の5月1日現在の生徒数）が学則に定めた定員の1.3倍を超過している場合
- (9) その他事務処理体制又は管理運営が著しく適正を欠いている場合

2 減額の範囲

- (1) 5割の範囲内とする。なお、前記1(8)については、当該超過した人数に当該年度の一人当たりの補助金単価を乗じた額を減額する。  
補助金単価 = 国庫補助単価 + 地方交付税単価
- (2) 前記1の各事項の一に該当する場合において、その状況が著しく適正を欠くため、補助金に係る事業の適正な執行を期しがたい場合又は補助金の交付の目的を達成することができないと認められる場合は、これを交付しないものとする。  
なお、補助金の交付の決定又は交付があった後においても適用があるものとする。



## 別紙 2

### 補助金交付の対象から除外された学校法人等に係る翌年度以降の補助金の取扱いについて

- 1 別紙 1 の 2 の (2) に規定する事由 (別紙 1 の 1 の (2) に該当する場合を除く。) に該当することにより、補助金の交付の対象から除外された学校法人等 (以下「補助対象外法人等」という。) については、当該措置を講じた年度の翌年度以降 4 年間、補助金を交付しないこととする。

ただし、補助対象外法人等が、当該事由に関し、改善に向けて自主的な努力を行い、かつ、その実績が顕著であって、当該法人等に対する補助金の交付が、補助の目的の有効な達成に資すると認められる場合は、補助対象外法人等とする措置を講じた年度の翌々年度以降、その取扱いの基準を緩和することができるものとする。

- 2 前記 1 ただし書の規定により、取扱いの基準を緩和された補助対象外法人等 (以下「基準緩和法人等」という。) については、前記 1 の期間内に限り、4 に規定する補助金の算定方法により算出した額に次の表に定める率を越えない範囲内の率を乗じて得た額を補助金として交付することとする。

区 分	率
基準を緩和した年度	0. 2 5
基準を緩和した年度の翌年度	0. 5 0
基準を緩和した年度の翌々年度	0. 7 5

なお、補助金の交付に当たっては、知事が必要と認める書類の提出を求めることがある。

- 3 基準緩和法人等が、別紙 1 の 2 の (2) に規定する事由に該当することとなった場合、当該年度に係る補助金を交付しないこととし、その状況に応じ、前記 1 のただし書の規定による取扱いの基準を緩和する措置を取消することができるものとする。

## 別表

提出書類	様式	提出部数	提出時期
<p>1 交付（変更交付）申請時</p> <p>(1) 私立学校振興費（運営費）補助金交付（変更交付）申請書</p> <p>(2) 添付書類</p> <p>ア 私立学校振興費所要額調書（運営費の場合）</p> <p>イ 在学（園）者数及び学級数</p> <p>ウ 本務教職員調書</p> <p>エ 補助対象経費の内訳</p> <p>オ 納付金収入状況</p> <p>カ 収支予算</p> <p>キ 新時代を拓く特色ある学校づくり推進事業計画策定（実績評価）調書（高等学校のみ）</p> <p>ク 新時代を拓く特色ある学校づくり推進事業所要額調書（高等学校のみ）</p> <p>ケ 学級編制状況調書（高等学校のみ）</p> <p>コ 学校の安全対策事業所要額調書</p> <p>サ 幼稚園教諭等に係る処遇改善実施状況調書</p> <p>シ 教育活動復旧事業実施状況調書</p> <p>ス 財務状況の改善事業実施状況調書</p> <p>セ 月別在学（園）者数（被災私立学校復興支援事業の対象校（園）のみ）</p> <p>ソ 授業目的公衆送信補償金所要額調書</p> <p>タ エネルギー価格高騰対策所要額調書</p>	<p>要綱で定める。</p> <p>要綱で定める。</p> <p>別紙 1</p> <p>別紙 2</p> <p>別紙 3</p> <p>別紙 4</p> <p>別紙 5</p> <p>別紙 6 ア</p> <p>別紙 6 イ</p> <p>別紙 7</p> <p>別紙 8</p> <p>別紙 9</p> <p>別紙 10</p> <p>別紙 11</p> <p>別紙 13</p> <p>別紙 12</p> <p>別紙 15</p>	<p>1 部</p>	<p>別に定める。</p>
<p>2 事業完了時</p> <p>(1) 私立学校振興費（運営費）補助金請求書</p> <p>(2) 私立学校振興費（運営費）補助金実績報告書</p> <p>(3) 添付書類</p> <p>ア 私立学校振興費支出済額調書（運営費の場合）</p> <p>イ 月別在学（園）者数</p> <p>ウ 教職員給与支給明細書</p> <p>エ 補助対象経費の内訳</p> <p>オ 納付金収入状況</p> <p>カ 収支決算</p> <p>キ 新時代を拓く特色ある学校づくり推進事業支出済額調書（高等学校のみ）</p> <p>ク 学級編制状況調書（高等学校のみ）</p> <p>ケ 学校の安全対策事業支出済額調書</p> <p>コ 幼稚園教諭等に係る処遇改善実施状況調書</p> <p>サ 教育活動復旧事業実施状況調書</p> <p>シ 財務状況の改善事業実施状況調書</p> <p>ス 授業目的公衆送信補償金支出済額調書</p> <p>セ エネルギー価格高騰対策支出済額調書</p>	<p>要綱で定める。</p> <p>別紙様式</p> <p>要綱で定める。</p> <p>別紙 13</p> <p>別紙 14</p> <p>別紙 3</p> <p>別紙 4</p> <p>別紙 5</p> <p>別紙 6 イ</p> <p>別紙 7</p> <p>別紙 8</p> <p>別紙 9</p> <p>別紙 10</p> <p>別紙 11</p> <p>別紙 12</p> <p>別紙 15</p>	<p>1 部</p>	<p>事業完了後速やかに。</p>
<p>3 前金払請求書</p> <p>(1) 私立学校振興費（運営費）補助金前金払請求書</p> <p>(2) 添付書類</p> <p>収支計画書</p>	<p>要綱で定める。</p> <p>別紙</p>	<p>正副各 1 部</p> <p>1 部</p>	